

平成 30 年 12 月 4 日

食品衛生管理者の登録講習会  
受講希望者 各位

一般社団法人日本食品添加物協会

平成 31 年度食品衛生管理者の登録講習会  
受講希望に関する調査について

当協会の事業運営に関しましては、平素より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、食品衛生法第 48 条第 6 項第 4 号に基づく食品衛生管理者の登録講習会の開催を検討するにあたり、添加物製造業における当講習会の受講希望者数を把握するための調査を実施いたします。

本調査結果により受講希望者が一定数以上となった場合、開催についての検討を行い、自治体宛に開催のための登録申請を行います。

つきましては、下記をご確認いただき、受講を希望される場合には、受講希望調査票によりご回答いただきますようお願い申し上げます。

なお、講習会実施の可否につきましては、受講を希望された方宛に 6 月頃、メールにてご連絡いたします。

記

1. 受講資格

食品衛生法第 48 条第 6 項第 4 号の規定に基づき、以下の条件を満たす者

- (1) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校若しくは旧中等学校令(昭和 18 年勅令第 36 号)に基づく中等学校を卒業した者又は厚生労働省令で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者
- (2) 添加物の製造又は加工の衛生管理の業務に 2 年以上従事した者(当講習会受講時に衛生管理の業務経験が 3 年未満の者は、当講習会受講後、業務経験が 3 年を超えた時点で食品衛生管理者となることができます。)

## 2. 開催期日および会場

- (1) 開催期日：2019年7月～8月(予定)  
(原則として、土曜日および日曜日を除く 35 日間)
- (2) 会 場：東京都又は大阪府(予定)

## 3. 講習科目

- (1) 一般共通科目  
公衆衛生概論、食品衛生法および関係法令、細菌学序論、食中毒学 等  
9 科目 132 時間：予定
- (2) 関係科目  
業種ごとの科目の講義、実習、施設見学および臨地訓練 等  
◇ 添加物関係科目 5 科目 69 時間：予定(合計 14 科目 201 時間：予定)

## 4. 受講料：298,000 円／人(税込、予定)

(教材・テキスト代を含む。なお、開催会場までの交通費、宿泊費、食事代等の個人の費用は含まれておりません。)

## 5. 調査票の提出

平成 31 年 1 月 31 日(木)までに、ご回答ください。

別紙 2 様式にご記入いただき、FAX 03-3667-2860までご送信下さい。

## 6. お問い合わせ先

一般社団法人日本食品添加物協会 (担当：堀川、山口)  
〒103-0001 東京都中央区日本橋小伝馬町 4-9  
小伝馬町新日本橋ビルディング 6 階  
TEL 03-3667-8311 FAX 03-3667-2860

尚、本受講希望に関する調査については、公益社団法人日本食品衛生協会ホームページ ([http://www.n-shokuei.jp/news/2019/eiseikanrisya\\_tyousa.html](http://www.n-shokuei.jp/news/2019/eiseikanrisya_tyousa.html)) に掲

載されています。日本食品衛生協会からも受講希望調査票をご提出できます。

以 上

一般社団法人日本食品添加物協会 宛て

F A X : 0 3 - 3 3 6 7 - 2 8 6 0

平成 31 年度食品衛生管理者の登録講習会

## 受講希望調査票

【平成 31 年 1 月 31 日(木)締切】

勤務先名：	連絡者名：
電話番号：	FAX 番号：
メールアドレス（必須）：	
所在地： 〒	
受講希望者名	受講業種
	添加物

(注) メールアドレスは、わかりやすく記載をお願いします。

※受講資格確認のため、以下の受講資格を有する場合はチェック✓してください

- 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校若しくは旧中等学校令(昭和 18 年勅令第 36 号)に基づく中等学校を卒業した者又は厚生労働省令で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者
- 食品衛生管理者を置かなければならない添加物の製造又は加工の衛生管理の業務に 2 年以上従事した者(いずれかの営業許可証のある事業所での実務経験が必要です)

※ 講習会実施の可否につきましては、受講を希望された方宛に 6 月頃にご連絡いたします。  
(本調査票のご提出は、お申し込みではありません)